

い。但し、ローン特約を締結しないときは、本条を削除するものとする。

- 2 買主の責に帰すことのできない事由により、前項の融資の全部または一部について承認がえられないときは、買主はこの契約を無条件で解除することができる。

但し、買主の融資申請書類の不備等の融資手続義務不履行の場合はこの限りではない。

- 3 前項によりこの契約が解除された場合、売主は受領済の金員を無利息にて買主に返還するものとする。同時に本物件の売買を媒介した媒介業者も受領済の報酬をそれぞれ売主・買主に無利息にて返還するものとする。
- 4 前3項に基づく解除権の行使は下記の期限までとし、翌日以降については適用しないものとする。

融資申込先 ( )						円
融資申込先 ( )						円
融資申込先 ( )						円
ローン特約条項有効期限	平成	年	月	日		

(協議事項)

第19条 本契約の定めのない事項については、売主・買主双方および媒介業者は、関係法規および慣習等に従い、誠意をもって協議のうえ処理するものとする。

(管轄裁判所)

第20条 本契約に関する訴訟は、本物件の所在地を管轄する裁判所とすることに売主・買主双方合意した。

(特約条項)

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----